

高津地域活動協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 高津地域活動協議会は、「高津地域活動協議会」と称し、事務所を大阪府中央区高津3丁目3番9号高津連合会館内に置く。

(活動区域)

第2条 高津地域活動協議会の活動の対象とする区域は、高津地域(別紙に定めるとおり)とする。

(目的)

第3条 高津地域活動協議会は、高津地区を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地区のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

第4条 高津地域活動協議会は、別表に定める高津地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

2 高津地域活動協議会への新たな団体の参加については、理事会の議決によるものとする。

(活動)

第5条 高津地域活動協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高津地域活動協議会の予算、決算、広報等の活動に関すること
 - (2) 地区のコミュニティづくりに関すること
 - (3) 地区の防災、防犯、交通安全に関すること
 - (4) 福祉や健康づくりに関すること
 - (5) 子ども・青少年の健全育成や非行防止に関すること
 - (6) 生涯学習や文化・スポーツに関すること
 - (7) 環境に関すること
 - (8) その他高津地域活動協議会の目的達成に必要な事項に関すること
- 2 高津地域活動協議会は、次の活動は行わないものとする。
- (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
 - (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第6条 高津地域活動協議会に次の役員及び監事(以下「役員等」という。)を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 若干名(構成団体に属する単位振興(自治)町会 1名以上)
(構成団体に属する団体 当該団体長)

(役員等の選任)

第7条 役員等は、理事会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員等の職務)

第8条 会長は、高津地域活動協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、高津地域活動協議会の会計を担当する。

4 監事は、高津地域活動協議会の会計及び役員の実務執行を監査する。

5 理事は、理事会の構成員となり、議事を審議し、業務を推進する。

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第10条 高津地域活動協議会には次の機関を置くものとする

(1) 役員会

(2) 理事会

2 役員会は、理事会への提案すべき事項を精査し検討する。

3 理事会は、最高議決機関として、その議決権は兼任職の場合と雖も、各理事1個とする。

第3章 理事会

(理事会の組織)

第11条 理事会は、第6条の役員及び監事並びに理事を委員として組織する。

(理事会の議決事項)

第12条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項

(2) 役員等の選任に関する事項

(3) 高津地区の「将来的な構想」に関する事項

(4) 規約に関する事項

(5) 高津地域活動協議会の構成・組織に関する事項

(6) 部会の設置に関する事項

(7) その他、高津地域活動協議会の運営に必要な事項

(理事会の開催)

第13条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事の2分の1以上から請求があったとき

3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(理事会の議決)

第14条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面評決等)

第15条 やむをえない理由のため、理事会に出席できない理事は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合、定足数及び議決の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第16条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印する。

(議事録の公開)

第17条 活動区域の住民（以下「地域住民」という。）は、会長に地域住民であることを証するものを提示し、申出のうえ、理事会の議事録を閲覧することができる。

2 前項の場合において、議事録に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

第4章 部会

(部会の設置)

第18条 会長は、理事会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第5章 事業計画・予算・会計

(会計)

第19条 高津地域活動協議会の運用上必要な経費は、市の補助金と篤志家の寄付をもってこれに充てる。

(事業計画及び予算)

第20条 高津地域活動協議会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、理事会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第21条 高津地域活動協議会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計

年度終了後2か月以内に、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 監事による監査結果について、地域住民からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

- 第22条 高津地域活動協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 地域住民は、会長に地域住民であることを証するものを提示し、申出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。
 - 3 前項の場合において、会計に関する帳簿に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

(会計年度)

第23条 高津地域活動協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第24条 この規約は、理事会において議決を経なければ、変更することができない。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、役員任期は平成26年3月31日までとする。

附則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表

構成団体一覧

- 高津連合振興町会
- たかつ会
- 高津連合老人クラブ(豊寿会)
- 高津地域社会福祉協議会
- 高津地区青少年福祉委員連絡協議会
- 高津地区青少年指導員連絡協議会
- 高津地区青年団体協議会
- 高津校下子ども会育成連絡協議会
- 高津小学校PTA協議会
- 高津地区民生委員会協議会
- 南防犯協会高津支部
- 南防火協力会高津地区

高津連合女性防火クラブ
高津地域ネットワーク委員会
高津地域高齢者食事サービス委員会
大阪市立高津小学校学校体育施設開放事業運営委員会
大阪市立高津小学校生涯学習ルーム運営委員会
大阪市立高津小学校教育協議会（はぐくみネット）
高津小学校子ども文楽委員会
高津まちづくり協議会
高津老人憩いの家運営委員会

(単位振興（自治）町会)

二ツ井戸町会
高一町会
高二町会
高三北町会
高三東町会
高六町会
高七町会
高八北町会
高八南町会
高九町会
高十町会
日一東町会
日一二北町会
日二南町会
日三町会
御蔵跡町会

